

きらめ

煌くまち

文化振興ビジョン

2012~2016

人と地域がきらめく 文化の薫るまち
をめざして

平成24年(2012年)3月
平成27年(2015年)3月改定
宇部市

「人と地域がきらめく
文化の薫るまち」
をめざして



社会経済情勢や生活環境がめまぐるしく変化している中で、人の心を豊かにする「文化」の大切さが再認識され、「文化」への取組が求められるようになってきています。

そのため、戦後復興の中から生まれた、市民運動による「緑と花と彫刻のまちづくり」を継承、発展するなど、「文化」をまちづくりの重要な要素として位置づけ、文化の薫る多彩な施策を展開したいと考えています。

そこで、本市独自の文化の継承と文化によるまちづくりを、市民と行政が協働して進めるための共通の目標として、平成22年に「宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例」を制定しました。

そして、この条例の基本理念に則り、将来を担う子どもたちの健やかな成長と心豊かな市民生活をめざし、このたび、「煌^{きらめ}くまち 文化振興ビジョン」を策定しました。

今後、このビジョンに基づき、「人と地域がきらめく 文化の薫るまち」を基本目標として、各個別事業を総合的・効果的に推進してまいりますので、市民の皆様の御理解と積極的な御協力及び御参加をお願いするものであります。

また、このビジョンの策定に御尽力いただいた「宇部市文化振興まちづくり審議会」の委員各位、市民アンケート及び市民ワークショップに御協力いただいた市民の皆様に心からお礼申し上げます。

平成24年（2012年）3月

宇部市長 久保田后子

宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例

(平成22年条例第57号)

【前文】

文化は、人々に楽しさや感動、精神的な安らぎを与え、豊かな人間性や創造力を育み、また、人を育て、人と人とのつながりを生み出すものであり、子どもたちの健やかな成長や心豊かな市民生活のために欠かせないものであります。

そして、観光や産業など他の分野の活力を促し、まちを豊かにするための重要な要素でもあります。

石炭産業の振興により発展したわがまちでは、先人たちの献身的な取組の中で「共存同栄・協同一致」の精神が生まれ、戦災復興や公害対策の中で、緑化運動や花いっぱい運動などの市民一丸となった活動につながりました。

そして、それらの活動は、荒廃した生活空間や青少年の心の蘇生を願い、「自然と人間の接点を芸術から」という先駆的な観点で始まった野外彫刻でまちを飾る運動へと発展し、本市独自の文化が創造されました。

この独自の文化は、ビエンナーレ形式の野外彫刻展という形で歴史を刻み、まちの至る所で野外彫刻が鑑賞できる本市固有の情景が生まれました。

また、市内には、産業都市としての本市の歩みを印象づける数々の近代化産業遺産があります。

特に昭和初期の建築美を今に伝え、国の重要文化財にも指定されている渡辺翁記念会館は、音響効果に優れた音楽ホールとして高い評価を得て、国内外の著名な音楽家等の公演が行われるとともに、隣接する文化会館とあわせ、市民団体等による舞台芸術の発表・鑑賞の機会を支える市民の幅広い文化活動の場として活用され、親しまれています。

このような本市独自の文化や歴史的・文化的資産を次世代に引き継ぐとともに、さらに発展させ、新たなまちの活力を生み出すため、市と市民が協働して、文化の振興と文化によるまちづくりに取り組むことを目指し、この条例を制定します。

目 次

第Ⅰ章 ビジョン策定に当たって

1	策定の趣旨	3
2	基本目標	3
3	計画期間と進行管理	4
4	『文化の振興及び文化によるまちづくり』の 基本的な考え方	5
5	基本理念・施策の柱	6
6	ビジョン策定への取組	9

第Ⅱ章 文化施策の方向と具体策

1	文化施策の方向性	18
●	基本目標の実現に向けて	19-20
●	個別事業体系表	21-22
2	重点アクション・プログラム	24
3	その他の個別事業	34
①	テーマA 緑と花と彫刻のまち	34
②	テーマB にぎわいのあるまち	39
③	テーマC 未来に向かうまち	57

参考資料

- ◆ 宇部市文化の振興及び文化によるまちづくり条例・・・69
- ◆ 宇部市文化振興まちづくり審議会規則・・・72
- ◆ 宇部市文化振興まちづくり審議会委員名簿・・・73
- ◆ 宇部市文化振興まちづくり審議会会議等開催経過・・・74
- ◆ 宇部市文化振興まちづくり審議会からの答申書・・・75
- ◆ 「文化によるまちづくり」市民ワークショップ報告書・・・79